

仕 様 書

		調達要求番号	訓演雑 7
品 名	数 量	備 考	
船舶の産業廃棄	1 式		

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校走水海上訓練場に保管されている機動船 5 号の産業廃棄物収集運搬処理について適用する。

(2) 引用文書等

本文書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲において本仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出における最新版とする。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 4 5 年 法律 第 1 3 7 号)

(3) 資格等

本役務を実施する契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 1 4 条第 1 項及び第 6 項の規定により許可を受けており、自らの事業範囲を証するものとして許可書の写しを提出しなければならない。

なお、許可事項に変更があった場合も同様とする。

2 役務に関する要求

(1) 役務の内容

防衛大学校走水海上訓練場に保管してある当該物品を搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理するものとする。

また、作業に必要な機材(クレーン等)は契約相手側が準備するものとする。

船体艀装品等重量は次表のとおりである。

重量積算表

品 名	重 量	艀装品重量	総 重 量
機動船 5 号	10 t	1,670Kg	11.67t

(2) 産業廃棄物の要目  
別紙のとおり。

(3) 保管場所  
別図のとおり。

### 3 検 査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

### 4 その他の事項

#### (1) 提出書類

契約相手方は、作業終了後速やかに作業報告書2部及びマニフェストを契約担当官に提出する。

#### (2) 安全管理

契約相手方は、本役務を行うに当たり必要な安全対策を行い、作業員の故意又は過失により走水海上訓練場の物品及び施設等を破損させた場合は、契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。

#### (3) その他必要な事項

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

### 5 納 期

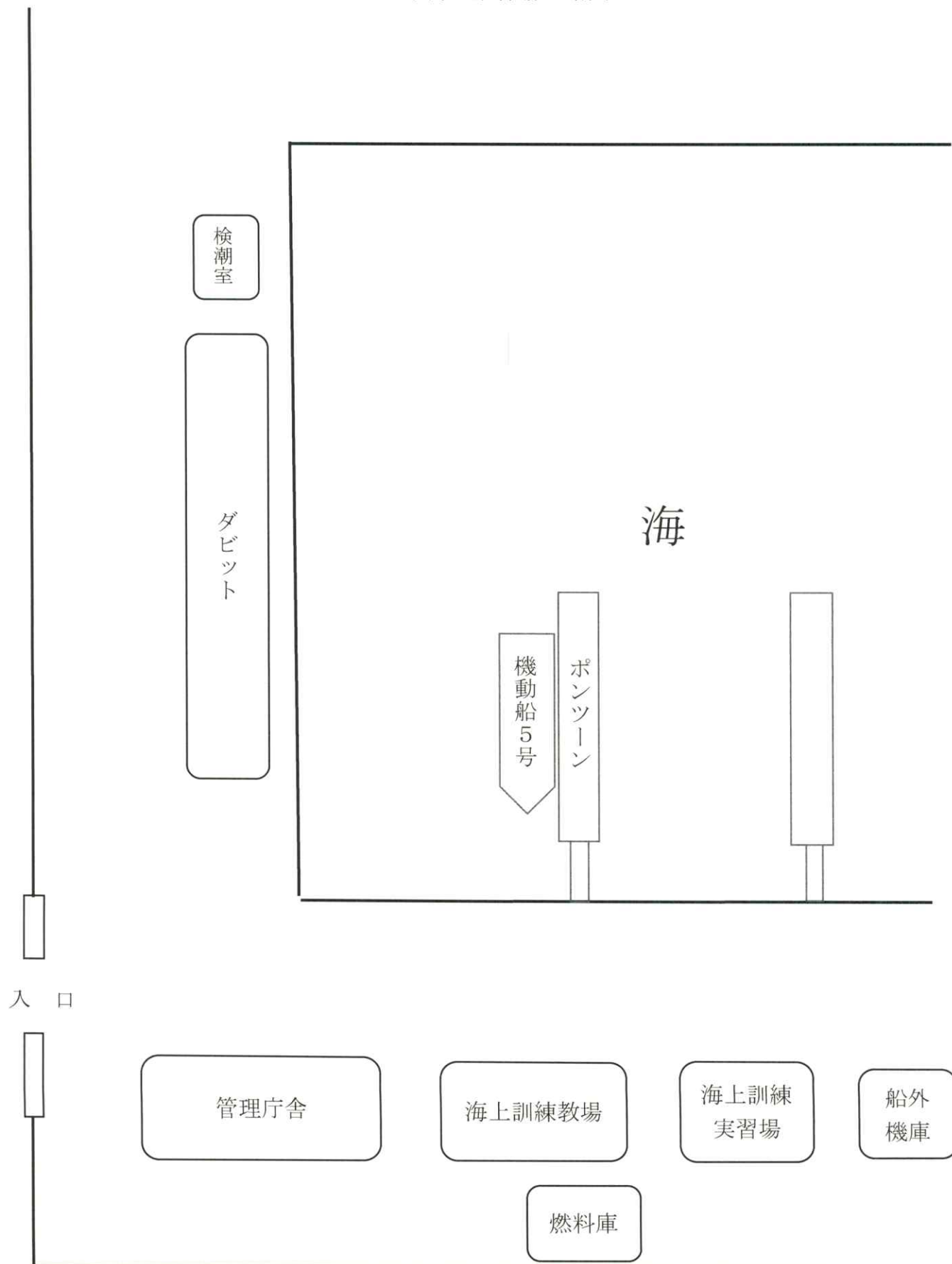
令和 8年 8月31日

## 産業廃棄物の要目

## 1 機動船5号

品目	数量	区分	重量
船体 (FRP)	1隻	廃プラスチック	10 t
操舵装置	1式	金属、電装品	50kg
曳航・係留装置	1式	金属、ゴム	50kg
扉・人孔・昇降装置	1式	金属、電装品	20Kg
採光・通風装置	1式	金属、ガラス、電装品	50kg
手摺・諸覆装置	1式	金属	50Kg
マスト装置	1式	金属類、電装品	50Kg
舷外甲板艙装	1式	金属類	50Kg
内張・防熱・防音	1式	木材、ビニール、 グラスウール	50kg
操舵所艙装	1式	金属、木材	50kg
船室艙装	1式	木材、ビニール、陶器、 金属	100Kg
便所艙装	1式	金属、ガラス、電装品	50Kg
倉庫装置	1式	木材、金属	50Kg
諸管槽装置	1式	金属、電装品	100Kg
機関装置	1式	金属類	800 kg
軸系・プロペラ	1式	金属類	150kg

走水海上訓練場内略図



## 仕 様 書

		調達要求番号	訓演雑 8
品 名	数 量	備 考	
船舶の産業廃棄	1 式		

### 1 総 則

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校走水海上訓練場に保管されているカッター14、24、34、44号の産業廃棄物収集運搬処理について適用する。

#### (2) 引用文書等

本文書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲において本仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出における最新版とする。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律 第137号)

#### (3) 資格等

本役務を実施する契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第6項の規定により許可を受けており、自らの事業範囲を証するものとして許可書の写しを提出しなければならない。

なお、許可事項に変更があった場合も同様とする。

### 2 役務に関する要求

#### (1) 役務の内容

防衛大学校走水海上訓練場に保管してある当該物品を搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理するものとする。

また、作業に必要な機材(フォークリフト等)は契約相手側が準備するものとする。

船体艀装品等重量は次表のとおりである。

重量積算表

品 名	重 量	艀装品重量	総 重 量
カッター (1隻)	1 5 0 0 kg	2 7 0 Kg	1 7 7 0 Kg
カッター (4隻)	6 0 0 0 kg	1 0 8 0 kg	7 0 8 0 Kg

(2) 産業廃棄物の要目  
別紙のとおり。

(3) 保管場所  
別図のとおり。

### 3 検 査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

### 4 その他の事項

#### (1) 提出書類

契約相手方は、作業終了後速やかに作業報告書2部及びマニフェストを契約担当官に提出する。

#### (2) 安全管理

契約相手方は、本役務を行うに当たり必要な安全対策を行い、作業員の故意又は過失により走水海上訓練場の物品及び施設等を破損させた場合は、契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。

#### (3) その他必要な事項

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

### 5 納 期

令和 8年 8月31日

## 産業廃棄物の要目（1隻あたり）

品目	数量	区分	重量
船体（FRP）	1隻	廃プラスチック類	1500kg
舵柄	1本	金属類	3kg
舵	1枚	木材、金属類	20kg
足掛け	6組	木材	35kg
敷板	6組	木材	35Kg
かい座栓	12個	木材、廃プラスチック類	4kg
オール	10本	廃プラスチック類	90Kg
錨	2個	金属類	20Kg
スリング装置	1式	金属類	30Kg
旗竿	1本	木材	1kg
防舷物	12個	廃プラスチック類	10kg
もやい索（前・後）	各1条	合成繊維ロープ	6Kg
真水容器	1個	木材、廃プラスチック類	10Kg
短艇羅針儀	1個	金属類、ガラス	4Kg
停泊灯	1個	金属類、ガラス	2Kg

走水海上訓練場内略図

